

令和3年3月30日召集

## 令和2年度3月定期総会議事録

新潟市南区農業委員会

## 新潟市南区農業委員会 令和2年度3月定期総会議事録

1. 開催日時 令和3年3月30日(火) 午後3時54分から午後4時35分

2. 開催場所 南区役所庁舎4階 講堂

3. 出席委員(19人)

会長(議長)	4番	原	平一		
委員	1番	野内	健一	2番	羽入一則
	3番	伊勢亀	裕二	5番	塩原信子
	6番	知野	勉	7番	堤一郎
	8番	小林	裕	9番	平原大悟
	10番	帯瀬	和幸	11番	曾山茂
	12番	伊藤	隆	13番	阿部源一郎
	14番	高橋	潤一	15番	阿部信哉
	16番	齋藤	雅美智	17番	野澤秀子
	18番	田村	常一	19番	清水昭

4. 欠席委員(一人)

5. 議事日程

第1 開会

第2 議事録署名委員選出

第3 議事

議案 第14号 令和3年度南区農業委員会業務方針及び事業計画(案)について

議案 第15号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)並びに令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について

報告事項 令和2年度業務報告について

報告事項 令和2年農地移動の概要について

その他 令和3年度農業委員会予算について

第4 閉会

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 川崎 健

事務局次長 滝沢 秀樹

農政振興係長 和田 友宏

## 7. 会議の概要

事務局長	定刻より若干早いですが、これより定期総会を始めさせていただきます。原会長お願いします。
議長	ただ今から、令和2年度定期総会を開会いたします。当委員会会議規則第4条で定める定足数に達しております。よって、定期総会は成立しております。議事日程に従いまして、まず規則第14条第2項に基づき、議事録署名委員の選出について、私から指名させていただいてご異議ありませんか。  (異議なし)
議長	異議なしの声ですので、16番 齋藤委員、17番 野澤委員を指名いたします。 それでは、議事日程に従いまして、議案第14号 令和3年度南区農業委員会業務方針及び事業計画(案)について、事務局の説明をお願いいたします。
事務局	令和3年度 南区農業委員会業務方針及び事業計画(案)をご覧ください。皆さま既に目を通して来いただいているものと思いますので、簡潔にご説明します。業務方針、事業計画については、農業委員会ネットワーク機構の要請により農業委員会の業務、活動の透明化を図るべく作成するもので、例年と大きく変わるものではありませんが、冒頭の部分でその時々々の国の農政などの状況を反映して、南区農業委員会が力を入れて取り組む内容を記載しています。冒頭のローマ数字の1、業務方針では、今年度の大きなものとして、国政では、食料、農業、農村基本計画が見直されました。この新たな基本計画では、これからの10年の間に農業者数の減少により、農業の持続性が失われる危機感が謳われ、担い手の育成、確保や農地の集積・集約化などが喫緊の課題として挙げられており、農業委員会に対しては人・農地プランの実質化を積極的に進めて行くことが求められています。後段では、各農業委員会は、毎年目標を掲げながら、農地等の利用の最適化を推進していることや、南区農業委員会では法令業務の適正執行や関係者と連携しながら下記の重点事項に取り組むことを記載しています。以下の1から7については、農業委員会の業務を実施するための基本的な業務方針を記載しており、特に3から5は、いわゆる農地利用の最適化といわれるもので、重点事項として掲げています。次のローマ数字の2、事業計画は業務の進め方を記載し、次のローマ数字3以降は、会議の開催や関係団体との関わりを記載しています。事前にお読みいただき、意見徴取を行ってまいりましたが、皆様から特に意見などもないため、当初の案を議案として提案させていただきました。以上、よろしくご審議のほどお願いします。
議長	事務局の説明が終わりました。これよりご質問をお受けしますが、ご発言に際しましては、挙手の上、議席番号とお名前を言ってからご発言いただくようお願いいたします。

それでは、ただいまの説明について、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問・意見なし)

議長 ご質問、ご意見はないようですので、ただいまの案件について、お諮りします。事務局説明のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 異議なしの声ですので、議案第14号 令和3年度南区農業委員会業務方針及び事業計画について、決定といたします。

つづきまして、議案第15号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)並びに令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 事前に送付させていただきました別紙様式1、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画及び別紙様式2、令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検、評価を基に説明いたします。最初に資料の訂正があります。様式1、様式2に共通しております、1 農業委員会の状況の中の認定農業者等の経営数について、基本構想水準到達者の数に誤りがありました。正しくは18ではなく、14でしたので訂正をお願いいたします。申し訳ありません。なお、本来認定農業者の数に含まれるべき方を、基本構想水準到達者としてもカウントしていたものですので、この訂正による利用集積面積の集計への影響はありません。

始めに、別紙様式2、令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検、評価をご覧ください。1 農業委員会の状況については、令和3年3月31日現在の数値であります。1 農業の概要については、経営耕地面積と農家数、農業者数は2015年農林業センサスの数値となっております。中段右の表について、これまでは認定農業者と認定新規就農者の人数のみ記載しておりましたが、次の2 担い手への農地の利用集積・集約化にも関係があることから、農業委員会法施行規則第10条で定める者として位置づけられている、認定を受ける際の基準となる、市の基本構想と同等の面積で経営している方について、今回から基本構想水準到達者として記載しました。2 担い手への農地の利用集積、集約化ですが、1 現状及び課題については、目標設定時の令和2年3月現在の数値となります。2 令和2年度の目標及び実績については、集積目標3,830haに対して、集積実績3,938haで、達成率は102.82%となり、目標を達成しました。なお、こちらの集積実績面積には、先ほど説明させていただきました基本構想水準到達者の経営面積も含まれております。3 目標の達成に向けた活動では、関係機関、関係団体と連携して、人・農地プランによる地域の農業者等が話合うきっかけ作りや、農業委員会だよりを

通じた利用権設定等促進事業や中間管理機構の活用などについて周知を図りました。4 目標及び活動に対する評価では、農地中間管理事業や基盤強化促進法による利用権設定等により集積、集約に取り組む、また、担い手の定義を精査したことにより集積目標を達成しました。今後も、農業委員、推進委員が広く情報提供を進め、農地中間管理事業や基盤強化促進法による利用権設定等を活用しながら、関係機関、団体と連携し、担い手への農地集積、集約化を図る活動が重要と考えます。3 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進ですが、1 現状及び課題については記載のとおり、2 令和2年度の目標及び実績について、目標1経営体、50aに対して、参入実績は1経営体、参入面積は1.13haとなり、達成状況は226%となり、目標を達成しました。活動実績としましては、区産業振興課と連携し、各種補助制度等に関する情報のほか、農地に関する情報を提供しました。また、新規就農者に係る農地について、農地所有者との架け橋となるなど支援活動を行い、次年度の就農に向けた相談者にも関係機関で情報提供を行いました。今後も、各種情報の収集と共有を進め、規模を拡大したい方や新規で就農したい方に対して、農地に関する情報提供や所有者との架け橋となるような支援活動を行っていくことが需要と考えます。4 遊休農地に関する措置に関する評価については、1 現状及び課題は記載のとおり、2 令和2年度の目標及び実績では、解消目標2.0haに対して、解消実績0.99haとなり、達成状況は49.5%となりました。なお、解消面積とは別に、新たに遊休農地の発生がありましたので、こちらで差し引きした面積と、次の別紙様式1で説明する令和3年度の現状面積とは、数字が異なります。3 目標の達成に向けた活動については、7月～8月に前期パトロール、9月～10月に後期パトロールとして利用状況調査を実施し、その結果を踏まえ、21筆・2.51haについて農地利用意向調査を行いました。4 目標及び活動に対する評価としては、文書指導等により一部で解消が図られました。今後も、利用状況調査や農地パトロールの強化を図り、関係機関等と連携して遊休農地の発生防止・解消に努め、農地の有効利用が図られるよう取り組む必要があると考えます。5 ページの違反転用への適正な対応です。1の現状及び課題ですが違反転用面積は0.07haで1件です。2の令和2年度実績はありませんので、そのまま0.07haになります。3の活動計画・実績及び評価の中段、活動実績では0.07haの案件で、地域は茨曾根で引き続きの案件です、記載のとおり、所有者が亡くなっておりますので、親族、関係者の探索を行いました。また、違反転用発生防止のため、農業委員会だよりに掲載したほか、チラシの配布、また、農地パトロールを実施しました。下段、活動に対する評価ですが、親族等の調査を継続していきます。また、別資料としての令和2年度における違反転用状況報告書を配布しておりますので、後程ご確認をお願いします。次に6ページの2、農地転用に関する事務です。1年間の処理件数は29件で、調査委員会、総会で審議し、議事録をホームページで公表しています。7ページの3、農地所有適格法人からの報告への対応です。南区管内では40の法人があり、すべての法人から報告を受けました。続いて4の情報提供です。賃借料情報の提供をはじめ、農地の権利移動の状況把握、農地台帳の整備を行いました。8ページについては記載のとおりです。以上で令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価の説明を終わります。

次に、別紙様式1、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画をご覧ください。1 農業委員会の現状については、令和3年3月31日現在の数値となっており、様式2の点検・評価と同じです。2 担い手への農地の利用集積、集約化ですが、1 現状及び課題については記載のとおり令和3年3月現在です。2 令和3年度の目標及び活動計画については、集積目標面積3,950ha、新規集積面積は12haとしました。活動計画としましては、農業委員と推進委員が市や関係機関と連携して、人・農地プランを推進し、地域での話し合いがあった際に適宜参画して、改めて制度についての説明を行いながら、農地中間管理事業や基盤強化促進法による利用権設定等により、担い手への農地集積・集約を進めます。また、機関紙、農業委員会だよりでも、制度の周知や情報提供を行います。3 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進では、1 現状及び課題については記載のとおり、2 令和3年度の目標及び活動計画については、参入目標を1経営体、目標面積50aとし、新規参入に関する窓口として、区産業振興課と連携し各種補助制度や有利な融資制度に関する情報のほか、主に農地に関する情報を提供します。また、青年や女性の新規就農者、企業参入者の掘り起こしを行うため、就農候補地の斡旋や、農地所有者との架け橋を行うなどの支援活動を行います。4 遊休農地に関する措置については、1 現状及び課題は記載のとおり、農業従事者の高齢化や後継者不足により、一層遊休農地化が進むことが懸念されるため、農地パトロール等による早期発見と指導により、遊休農地発生の未然防止策を図りながら、解消に向けた取組みを行う必要があると考えます。2 令和3年度の目標及び活動計画として、解消面積を1.24haとし、利用状況調査として7月～8月に前期パトロール、9月～10月の後期パトロールを実施し、その結果を踏まえたうえで、利用意向調査を11月に実施をします。5 違反転用への適正な対応については、1 現状及び課題は記載のとおりで、繰越案件1件の是正と新たな違反転用の発生防止のため、農地転用制度の周知を図る取組みを進める必要があります。2 令和3年度の目標及び活動計画として、7月～10月の農地パトロールと違反転用者に対して是正の意向等を聞き取り、農地への復旧を指導します。以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。ただいまの説明について、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問・意見なし)

議 長 ご質問、ご意見はないようですので、ただいまの案件について、お諮りします。事務局説明のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしの声ですので、議案第15号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・

評価並びに令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画について、決定いたします。

つきまして、報告事項に入ります。一括して事務局の説明をお願いいたします。

事務局

令和2年度業務報告書をご覧ください。1ページをご覧ください。1として会議であります。

(1) 定期総会として、本日の総会のもので、(2) 定例総会ですが、令和2年4月から4ページの3月まで、毎月、記載の内容を審議しました。(3) の定例総会前調査委員会ですが、毎月、農地法関係の議案を調査いたしました。5ページの(4) 役員会ですが、4月から3月まで、電話協議を含め13回開催し、それぞれ、記載の内容を協議いたしました。6ページの(5) 農業委員、最適化推進員合同会議及び研修会は記載の内容で、4回開催いたしました。(6) 農政振興部会は文書協議を含め2回開催いたしました。7ページの(7) 農地部会です。こちらも文書協議を含め2回開催いたしました。8ページになります、農地関係諸対策です。(1) 違反転用対策として、先ほども説明いたしましたが、農地パトロールの実施ほか、違反転用については調査を継続していきます。(2) 農業振興地域整備計画では、意見照会の案件はありませんでした。9ページ、3 農政振興諸対策についてご説明いたします。(1) 農業経営基盤強化促進事業では、継続的な農地の有効利用を促し、利用権の設定等が行われたことで、認定農業者等の担い手農業者への農地の利用集積が図られました。①の表は、令和2年4月～令和3年3月に公告しました一般案件の利用権設定等促進事業地区別実績表です。一番下の合計欄をご覧ください。件数363件、田畑の合計面積2,548,218㎡となりました。内訳としましては、利用権設定が323件、田畑の合計面積2,397,101㎡、所有権移転が40件、田畑の合計面積が151,117㎡となります。続いて10ページ、②の表は、農地中間管理事業関連の地区別実績表です。上の表は出し手から機構への集積計画で、利用権設定の件数77件、田畑の合計面積が786,760㎡となりました。下の表は機構から受け手への配分計画で、利用権設定の件数83件、田畑の合計面積が805,061㎡となりました。なお、出し手から機構・機構から受け手への公告日が1ヵ月ズレる関係から、件数・面積の合計は一致しません。1枚めくっていただき、11ページをご覧ください。(2) 農業者年金事業については、新潟県農業会議の指導のもとでJAと協力し加入促進特別対策事業に基づく活動に努めました。また、旧法による年金制度については、適法な経営移譲を確保するため、実態に伴った諸名義変更等の指導及び適正受給のための諸届が的確になされるよう指導を行いました。農業者年金における各種会議として、新潟県農業会議が主催する担当者研修が6月と12月に、加入推進部長を対象とした研修が10月に開催されました。また、新潟県農業会議の担当を招いての、南区農業委員会の独自の説明会を8月に開催しました。農業者年金受給者数及び新制度加入者数については、令和3年1月末現在の数値となっております。次に12ページ、(3) 耕作放棄地実態調査についてです。前期農地パトロールとして、①違反転用農地の実態把握及び発生防止と解消、②違反転用発生防止を重点に、エリアごとに担当委員による農地パトロール前期を7・8月中に実施しました。また、後期農地パトロールとして、10月30日に重点地区を委員全員から現地確認及び検討会を行いました。こ

れらは農地法第30条第1項に基づく利用状況調査として、管内の全農地を対象に毎年調査を実施し、年内に確定します。その結果は、1月末の段階で新潟県を通して北陸農政局へ報告しました。今後は、農地利用意向調査を解して、遊休農地の活用等を引き続き検討していきます。南区管内の遊休農地は、令和3年1月末現在、田2筆1,907㎡、畑13筆で10,537㎡、合計で15筆、12,444㎡です。1枚めくっていただき、13ページをご覧ください。4 農政諸対策においては、(1)農業委員・推進委員の各種会議として、新潟県農業会議が主催する研修会が11月に開催されました。(2)農業委員会だより発行事業として、農政に対応した的確な情報提供等を行うための広報紙、南区農業委員会だよりをお知らせ版含め4回発行しました。(3)農業委員会活動報告については、農業委員・推進委員より毎月、活動記録簿集計表を提出していただき、日頃の活動を集計しました。なお、14ページについては、令和2年4月～令和2年12月までの集計結果です。1枚めくっていただき、15ページをご覧ください。5 一般庶務関係においては、証明書の交付件数について記載しております。件数は令和2年4月1日～令和3年2月末現在までのものとなります。次の16ページ、17ページには、2月総会で報告しました、新潟市南区実勢価格情報と令和3年度農作業賃金等の標準額を掲載しております。こちらの内容につきましては、4月にお知らせとして全戸に配布する予定となっております。説明は以上です。

続いて、令和2年 農地移動の概要をご覧ください。こちらにつきましては、1年間の農地法・基盤強化法による農地の移動をまとめたものです。1ページをご覧ください。1の概況です。農地法第3条及び18条の処理件数です。令和2年では所有権移転等の3条許可が16件、517a、使用貸借権の設定が8件、1,004a、18条貸借権の解約が117件、5,177aでした。2ページは売買・交換の田畑別及び地区別です。3ページは贈与です。4ページの小作地所有権移転はありません。5ページは使用貸借権の田畑別及び地区別です。6ページは貸借権解約の内訳で、田畑別及び地区別です。7ページは農地転用の内訳です。第4条許可は4件で12a、第5条許可は25件で374a、第4条届出は2件で28a、第5条届出は19件で163aでした。その下段の許可以外の欄ですが、道路等の公共事業により許可不要の案件になりまして、16件、140aでした。8ページは地区ごとの件数、面積です。9ページは第4条許可、第5条許可の地区別件数、面積になります。10ページは第4条届出、第5条届出の地区別件数、面積になります。11ページは転用関係の用途別の表です。農業用施設、住宅用地等に分類したものです。12ページは許可案件の地区別、用途別の面積。13ページは届出案件の地区別、用途別の面積です。14ページは許可案件の地区別、田畑別の件数、面積。15ページは届出案件の地区別、田畑別の件数、面積。16ページは農業経営基盤強化促進事業実績表です。地区別、権利の種類別、件数、田畑別の面積になります。17ページは近隣市町村への地区別出作状況です。管内から近隣市町村別、地区別の面積になります。以上で令和2年 農地移動の概要の説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。ただいまの説明について、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問・意見なし)

議長 ご質問、ご意見はないようですので、報告事項は承認されました。つづきまして、その他について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 事前送付させていただきました、上部に文教経済常任委員会資料、令和3年度当初予算と記載されたA3版の資料をご覧ください。令和3年度の6つの農業委員会全体と区ごとの予算額が記載されています。左側は歳入予算で、6農委全体では、8,718万円、南区では127万8千円で昨年度124万5千円とほぼ同じような額となっています。内訳は、上から、農業手数料は各種証明書の交付手数料、一番下の農林水産業費雑入は、農業者年金業務の受託経費や農地中間管理業務の農地売買などにかかる調整の受託費用です。県負担金や補助金などの国から県を通して歳入されるものは、中央農委で一括歳入処理しています。右側は歳出予算で、6農委全体で5億318万8千円、南区では7,874万円で昨年度7,363万9千円と比べ、5百万円ほど増加しています。増加の要因は、人件費で事務局の人事異動にともなうものです。内訳は、上から、人件費は、農業委員・推進委員・事務局職員の報酬・給与、次の費用弁償は主に委員の視察研修費、次の農業委員会事業の主なもの、一つ目のまる、農地の調査・農地台帳の整備は、業務の基となる農地台帳システムの運用経費、次の農業者年金受託経費は加入促進など年金基金からの委託にかかる事務経費などです。最後に、事務局諸経費は、事務局の事務費です。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明について、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問・意見なし)

議長 ご質問、ご意見はないようですので、令和2年度定期総会を閉会し、本年度のすべての総会が終了いたしました。ありがとうございました。

事務局から連絡事項をお願いいたします。

事務局 (連絡事項)

議事録に相違ないことを認める。

議 長 原 平 一

署名委員 齋 藤 雅美智

署名委員 野 澤 秀 子